

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
草地利用権に係る土地を買い取るべき旨の裁定(農地経
済課)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(農村整
備課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
都市計画事業の認可(二件)(〃)
教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第百八十号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

| 指定 番号 | 種 別 | 図 書 | | 行 記号等 | 類 表示された発 行所名 |
|----------|---------------|-------------------------|------|------------|--------------------|
| | | 題 号 | 号 | | |
| 2926 | 雑誌その他 の刊行物 | THE ラブジュース | | LJ- 3-H | テリス出版 |
| 2927 | " | ミラクル OMANX ニュー Cream | | NC- 4-H | テリス出版 |
| 2928 | " | 先・MAGAZINE VOL.2 | | MM- 4-H | キャロル出版 |
| 2929 | " | 少女スキップ | | SS- 3-H | ஞகოსமொழி |
| 2930 | " | 少女白書 豊満桃汁娘 少女白書 | | SH- 4-H | ஞகოსமொழி |
| 2931 | " | Dorime | | DM- 3-H | ஞகოსமொழி |
| 2932 | " | FUCKY通信 | | FK- 3-H | ஞகოსமொழி |
| 2933 | " | 桃子抄 | | JA- XS | ஞகოსமொழி |
| 2934 | " | 愛欲の疼き 檸檬模及歌 | | JA- KG | Do企画 |
| 2935 | " | 溢れる陰汁 ささやいて愛 | | JA- KE | Do企画 |
| 2936 | " | 中央児童 愛欲淫歌 | 悪戯天使 | ZD- 3-H | Do企画 |

| | | | | |
|------|---|---------------------------|------------------|---------------|
| 2937 | " | 淫熱倶楽部 | IC-4-H | Do企画 |
| 2938 | " | 焼絶頂 夢恋便り | JB-ケA | Do企画 |
| 2939 | " | 恥肉しゃぶり 快感レックスン | JA-クF | Do企画 |
| 2940 | " | ナイト・エソジナル | NA-3-H | Do企画 |
| 2941 | " | 淫らな恋人たち 恋人たち | JA-クH | Do企画 |
| 2942 | " | 淫ら少女 娘漫少女 | JB-ケB | Do企画 |
| 2943 | " | Milky | MK-3-H | Do企画 |
| 2944 | " | ビッチープレス NO.1 | VP-3B | MATE社 |
| 2945 | " | マロン通信9月号増刊 ビデオギヤル No.1 | 雑誌コード186 04-9 | コマルト社 |
| 2946 | " | Gals Action 11月号 | 雑誌0258 3-11 | 考友社出版株式 会社 |
| 2947 | " | Cosmos 通信 11月号 | 雑誌1396 8-11 | 考友社出版株式 会社 |
| 2948 | " | シネマロード 11月号 | 雑誌0435 5-11 | 株式会社サン出 版 |
| 2949 | " | デラベっぴん 3月号 | 雑誌1649 5-03 | 株式会社英知出 版 |
| 2950 | " | 美少女CLUB 3月号 | 雑誌0763 5-3 | 株式会社サン出 版 |
| 2951 | " | マスカット 3月号 | 雑誌0834 5-3 | 株式会社大洋書 房 |
| 2952 | " | COOL GUY 3月号 | 雑誌0324 7-3 | 株式会社蒼竜社 |

| | | | | |
|------|---|--------------------|----------------|--------------|
| 2953 | " | Otome CLUB 3月号 | 雑誌コード2 93-3 | 株式会社白夜書 房 |
| 2954 | " | ザ・ベスト MAGAZINE 3月号 | 雑誌7140 03-3 | KKベストセー ラ |
| 2955 | " | さくらんぼ通信 3月号 | 雑誌1401 3-3 | 株式会社大洋書 房 |

鳥取県告示第百八十一号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十五条の八の規定に基づき、次のとおり草地利用権を有する者がその草地利用権に係る土地を買い取るべき旨の裁定をしたので、同条第四項において準用する同法第七十五条の六第一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

一 当事者の氏名並びに代表者の氏名及び住所

申請者 昭和電工株式会社

昭和電工株式会社 取締役社長 村田 一

東京都港区芝大門一丁目一三一九

被申請者 関金町

関金町長 坂田賢一郎

東伯郡関金町大字大島居一九三一

二 裁定事項

1 買い取るべき土地の所在、地番、地目及び面積

(一) 所在及び地番

東伯郡関金町大字野添字笹ヶ平四六七一九七、四六七一九八、四六七一九四、四六七一九五、四六七一九三から四六七一九三六まで、四六七一九三八から四六七一九四一まで及び四六七一九七四

(二) 地目 原野

(三) 面積 四六、七八三平方メートル

2 買い取るべき土地の所有権の移転の期日 昭和六十三年二月十日

3 対価 三、七七三、〇〇〇円

4 対価の支払の方法

昭和電工株式会社が発行する請求書により、所有権移転登記及び土地引渡し完了後支払う。

鳥取県告示第百八十二号

北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業曲地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十三号

北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業米里地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十四号

北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業江北浜地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十二月二十二日 鳥取県指令受都計三十二第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市日原字山越

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市兼久一三四

生田千恵子

鳥取県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業二・二・六十号 湖山南公園

三 事業施行期間

昭和六十三年二月十六日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市湖山町南一丁目地内
- 2 使用の部分 鳥取市湖山町南一丁目地内

鳥取県告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業二・二・六十二号 賀露公園

三 事業施行期間

四 事業地

昭和六十三年二月十六日から昭和六十三年三月三十一日まで

- 1 収用の部分 なし
- 2 使用の部分 鳥取市賀露町字港濱、字港ノ二及び字港ノ三地内

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年二月十六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一日時 昭和六十三年二月十九日（金）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和六十三年度教育行政施策について

2 その他